

令和4年度 市民税・県民税（国民健康保険税） 申告書記入の手引き

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)	
雑損控除	①(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額－5万円	①②のいずれか大きいほう
医療費控除	(支払った医療費の額－保険金等の補てん額)－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{①10万円} \\ \text{②総所得金額等の5\%} \end{array} \right\}$	①②のいずれか小さいほう (最高限度額200万円)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	(支払った特定一般用 医薬品等の購入額)－ 12,000円	(最高限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額全額	

生命保険料控除	計算式 I (新保険料等用)		計算式 II (旧保険料等用)	
	支払額	控除額	支払額	控除額
一般生命保険料	新保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	①	計(①+②)(限度額40,000円)	③
	旧保険料の計を計算式 II で計算(限度額50,000円)	②	②と③のいずれか大きい金額	◆
介護医療保険料	保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	★		
個人年金保険料	新保険料の計を計算式 I で計算(限度額40,000円)	④	計(④+⑤)(限度額40,000円)	⑥
	旧保険料の計を計算式 II で計算(限度額50,000円)	⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額	●
生命保険料控除	複数ある場合は、それぞれ計算して合計。(最高限度額120,000円)			
	◆+★+● 申告書の⑯へ転記			

種類	支払額	控除額
①地震保険料	50,000円以下	全額
	50,001円以上	50,000円(限度額)
②旧長期損害保険料	10,000円以下	全額
	10,001円～20,000円	(支払額×1/2)+5,000円
	20,001円以上	15,000円(限度額)
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額－2,000円 ②総所得金額等の40%の金額－2,000円	①②のいずれか小さいほう

●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表

		申告者の合計所得金額				
		～900万円	～950万円	～1,000万円	1,000万円超	
配偶者控除	48万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	—	
	老人配偶者(S27.1.1以前生まれ)	48(38)万円	32(26)万円	16(13)万円	—	
配偶者特別控除	48万円超～95万円以下	38(33)万円	26(22)万円	13(11)万円	—	
	95万円超～100万円以下	36(33)万円	24(22)万円	12(11)万円	—	
	100万円超～105万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	—	
	105万円超～110万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	—	
	110万円超～115万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	—	
	115万円超～120万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	—	
	120万円超～125万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	—	
125万円超～130万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	—		
130万円超～133万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	—		
	133万円超	—	—	—		

●参考＜市民税・県民税と所得税の所得控除比較表＞

区分	所得税	住民税	区分	所得税	住民税	
医療費控除	同額		寡婦控除	270,000円	260,000円	
社会保険料控除	同額		ひとり親控除	350,000円	300,000円	
小規模企業共済等掛金控除	同額					
生命保険料控除(限度額)	一般分 新	40,000円	28,000円	勤労学生控除	270,000円	260,000円
	一般分 旧	50,000円	35,000円	普通障害	270,000円	260,000円
	介護医療分	40,000円	28,000円	障害者控除 特別障害	400,000円	300,000円
	個人年金分 新	40,000円	28,000円	同居特別障害	350,000円	230,000円
	個人年金分 旧	50,000円	35,000円	配偶者控除(限度額) 一般	380,000円	330,000円
地震保険料控除(限度額)	一般+介護+年金	120,000円	70,000円	老人	480,000円	380,000円
	地震	50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額) 老人	380,000円	330,000円
	旧長期	15,000円	10,000円	同居老親等	580,000円	450,000円
寄附金控除	地震+旧長期	50,000円	25,000円	特定	630,000円	450,000円
	特定寄附金 -2千円			一般	380,000円	330,000円
	平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。			基礎控除	480,000円	430,000円

令和4年度の市・県民税は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに生じた所得について、令和4年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

市・県民税申告をする人

申告が必要かどうかは下記「申告判断表」を参考してください。

＜ご自身で申告書を記入することが困難な人＞

申告書に住所、氏名、生年月日等を記入し、下記「申告に必要なもの」とともに直接又は郵送で提出してください。添付資料を基に、下記のとおり処理します。ただし、添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、裏面記入例を参考に記入をお願いします。

＜ご自身で申告書を記入することができる人＞

裏面記入例を参考に記入をお願いします。所得0円の申告をする人については申告書の住所氏名欄のみを記入してください。

申告に必要なもの

- 添付資料
 - ・源泉徴収票 (給与、公的年金等の所得がある人)
 - ・収支のわかる書類 (不動産・事業等の所得がある人)
 - ・社会保険料・生命保険料等の支払証明書
- その他
 - ・マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード (郵送の場合はコピーを添付してください)

処理方法

- ＜添付の資料がある場合＞
- ・収入、控除は全て足込み
 - ・人的控除は添付資料に記載のものを全て反映 (ただし、各控除の所得要件において、その所得要件を超えた場合は職権で否認。他者と扶養が重複している場合は後日確認のご連絡をします。)
 - ・添付資料に記載された控除の内容に追加・変更がある場合は、申し出が無いと反映できません。所得から差し引かれる金額欄の未記載での提出はご遠慮ください。
- ＜添付の資料が無い場合＞
- 合計所得金額0円とみなします。

申告判断表

この表を参考に、ご自身が市・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。



